

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (期 末 手 当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在 (退職し、又は死亡した者にあつては、 退職し、又は死亡した日現在)において その者が受けるべき議員報酬の月額及 び当該額に100分の20を乗じた額の合計 額<u>に、6月に支給する場合においては10</u> <u>0分の210、12月に支給する場合において</u> <u>は100分の225</u>を乗じて得た額に基準日 以前6か月以内の期間におけるその者の 在職期間の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める割合を乗じて得た 額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略) ～ 略 ～	～ 略 ～ (期 末 手 当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在 (退職し、又は死亡した者にあつては、 退職し、又は死亡した日現在)において その者が受けるべき議員報酬の月額及 び当該額に100分の20を乗じた額の合計 額<u>に100分の217.5</u> を乗じて得た額に基準日 以前6か月以内の期間におけるその者の 在職期間の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める割合を乗じて得た 額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略) ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この条例は、平成31年4月1日から施行す</u> <u>る。</u>